平成２３年（フ）第９８７７号
新潟県新潟市西区浦山４丁目９―10、開始決定時の住所埼玉県さいたま市緑区原山４丁目３―７
破産者　八巻　修一
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９６８号
東京都品川区戸越３丁目11番13号
破産者　株式会社ＯＮＯＺＡＷＡ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０００１号
兵庫県西宮市甲子園七番町20番18号
破産者　株式会社太田コーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０００２号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目45―５
破産者　太田　和男
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０００４号
東京都板橋区前野町３丁目24―４
破産者　高橋　幸浩
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０００９号
東京都中央区八丁堀１丁目３番７号
破産者　株式会社Ｍ＆Ｗ企画オフィス
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００１０号
東京都葛飾区東水元３丁目３―５
破産者　青木　久子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９４９号
千葉県八街市榎戸944―17
破産者　中村　克也
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９５０号
千葉県八街市榎戸944―17
破産者　中村　雪江
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２４１号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1782―７
破産者　秋間さおり（旧姓矢口）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２４２号
埼玉県三郷市番匠免１丁目22―１　篠田ハイツＢ―３
破産者　倉持　峰子（旧姓八木岡）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２４３号
千葉県市川市国分１丁目６―22
破産者　駒瀬　真也
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２４５号
東京都大田区山王２丁目39―22　昭和荘第二Ｂ号
破産者　三宅　康男
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２４６号
東京都大田区山王２丁目39―22　昭和荘第二Ｂ号
破産者　三宅ジュリーこと　ミヤケジュリーパグカリナワン
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２４７号
埼玉県春日部市大枝89　武里団地１街区17棟401号
破産者　矢島　裕章
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３３１号
東京都新宿区四谷４丁目８―1907
破産者　杉岡　貞代
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３６３号
東京都足立区新田３丁目36―11―211
破産者　佐々木理江（旧姓相木）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３６５号
東京都江戸川区西葛西５丁目８―４―1017
破産者　鎌田莉こと　丁　　莉
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３９９号
東京都豊島区西巣鴨４丁目14―15―301
破産者　山形　　徹
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部